



## 2019.4.13 シーティング財団特別企画 「座位保持装置等に付属するベルトや テーブルの使用における解釈」

【シーティングにおける障害者虐待防止と対応方法にある身体  
拘束について】 **定員 40名**

1. 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用における解釈  
シーティング財団監事 でき工房会長 **光野 有次**
2. 北米におけるシーティングとベルトの考え方  
シーティング財団理事 (株) アクセスプランニング **山崎 泰広**
3. 国内で使用されている座位保持装置のベルト類  
株式会社 きさく工房 **主任 吉永 尚生**
4. パネルディスカッション  
座位保持装置に付属するベルトやテーブルの使用における展開  
司会 日本車椅子シーティング財団 **木之瀬 隆・高木憲司**  
パネリスト 光野有次・山崎泰広・吉永尚生

途中シーティング議連関係者からの挨拶を受ける予定となっております

2019年4月13日  
16:00~18:30  
受付 15:45~

東京流通センター  
TRC206 会議室

参加費：資料代  
一般 1000円  
賛助会員 無料

厚生労働省関係者の  
参加打診中

財団賛助会員  
募集中です

主催：一般財団法人  
日本車椅子シーティング財団  
代表理事 木之瀬 隆  
住所：133-0061  
東京都江戸川区篠崎町  
7-23-5

<http://www.wheelchair-seating.org>

mail:info@wheelchair-  
seating.org

# 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用における解釈 開催概要兼参加申込書（定員 40 名）

## 目的：

2018年6月に障害者虐待防止と対応方法の手引きが示され、座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用が示されている。その中には「ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま障害者を椅子の上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用であれば一律に身体拘束ではないと判断することも適当でないのは当然のことですので留意が必要です。」となっている。しかし、具体的な対応などは十分に示されているとは言えない。また、その展開方法については課題もありそれぞれの専門家より上記のテーマについて講演とパネルディスカッションを予定している。

**参加費用** 資料代 1000 円／一般の方 ・ 賛助会員の方は無料（定員になり次第締め切り）

**プログラム** 2019年4月13日（土曜日）16：00～18：30 TRC206会議室

### 1. 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用における解釈

シーティング財団監事 でき工房 会長 光野 有次

### 2. 米国におけるシーティングとベルト類の取り扱い

シーティング財団理事 アクセスマンニングセンター チーフコンサルタント 山崎 泰広

### 3. 国内で使用されている座位保持装置のベルト類

株式会社 きさく工房 主任 吉永 尚生

### 4. パネルディスカッション

座位保持装置に付属するベルトやテーブルの使用における展開

司会進行 日本車椅子シーティング財団代表理事 木之瀬 隆

日本車椅子シーティング財団評議委員長 高木 憲司

パネリスト 光野有次・山崎泰広・吉永尚生

## 《参加申込書》

参加者氏名： \_\_\_\_\_

参加者氏名： \_\_\_\_\_

所属団体等： \_\_\_\_\_

申込期限：2019年3月30日 [mail:info@wheelchair-seating.org](mailto:mail:info@wheelchair-seating.org)